# 佐賀県地震・津波減災対策アクションプラン

(改訂版)

平成29年4月

佐 賀 県

## 目 次

1.	はじめ	- 1 1
(	(1)	アクションプラン改訂の背景1 - 1 -
(	(2)	アクションプランの位置づけ2 -
2.	地震•	津波に関する本県の特性3 -
(	(1)	本県の地形、地質と地盤の特徴3 -
(	(2)	本県における被害地震、周辺の活断層
(	(3)	本県周辺での津波被害、想定される津波波源7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7
3.	被害想	定9 -
(	(1)	基本的考え方9 -
(	(2)	地震による被害の想定 10 -
(	(3)	津波による被害の想定 16 -
4.	アクシ	/ョンプランの基本的考え方
(	(1)	基本理念 22 -
(	(2)	基本目標 22 -
(	(3)	計画期間23 -
(	(4)	アクションプラン推進体制 23 -
(	(5)	アクションプランの進捗管理 23 -
5.	地震•	津波減災対策24 -
(	(1)	減災対策の施策体系 24 -
(	2)	個々のアクション(施策・事業) - 26 -

## 1. はじめに

## (1) アクションプラン改訂の背景

本県においては、地震、津波の被害想定を踏まえて、県が実施する地震・津波災害対策の実施計画となる「佐賀県地震減災対策アクションプラン」を平成 22 年 3 月に策定し、地震・津波災害対策に取り組んできました。

その後、平成23年3月の東日本大震災では、従来の想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生したことを踏まえ、国は、今後の地震・津波の想定にあたっては、これまでの想定に加え、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきであるとの考え方を示しました。

また、東日本大震災での教訓を受けて、災害対策基本法をはじめとする防災に関する法令が見直されるとともに、津波防災に関する法律である「津波対策の推進に関する法律(平成23年6月)」及び「津波防災地域づくりに関する法律(平成23年12月)」が新たに制定されました。

本県においては、このような地震・津波防災を取り巻く状況の変化を踏まえ、地震・津波に関する最新の科学的知見に基づき、地震については、平成 25 年度から 26 年度にかけて地震動の予測と被害想定を行い、津波については、平成 26 年度 から 27 年度にかけて、津波浸水予測と被害想定を行いました。

その結果、発生頻度は極めて低いが甚大な被害をもたらす最大クラスの巨大な地震や津波では、従来の想定をはるかに超える被害が発生することが明らかになりました。

平成 28 年4月の熊本地震では、本県内でも最大で震度5強の揺れに見舞われ、 重症者4名、軽傷者9名などの被害が生じ、九州でも大規模地震が起きうることが あらためて認識されたところです。

今後、新たな被害想定をもとに、本県において大規模地震や津波が発生した場合の被害を可能な限り抑止・減少させるための対策を効果的に実施するため、アクションプランを見直し、「佐賀県地震・津波減災対策アクションプラン」として改訂するものです。

## (2) アクションプランの位置づけ

本アクションプランは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定により、県の防災対策の基本方針として策定している「佐賀県地域防災計画(主として、第3編 地震・津波災害対策)」(以下、「地域防災計画」という。)に基づき、県が実施する地震・津波災害対策の実施計画として位置付けられるもので、想定される地震・津波に対する被害軽減のために必要な減災対策をハード面、ソフト面あわせて体系化したものです。

また、アクションプランは、佐賀県総合計画や各分野に係る佐賀県の計画など、 佐賀県が取り組む各施策との整合を図っています。

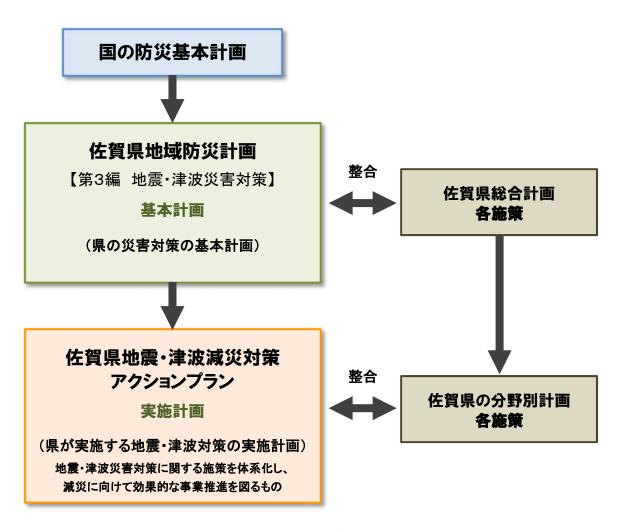


図 1-1 アクションプランの位置づけ

## 2. 地震・津波に関する本県の特性

## (1) 本県の地形、地質と地盤の特徴

図 2-1 に示すように、本県は、分布する地質と地形の特徴、地震動ないし地震被害に関係する地盤の特徴から、大きく次のように区分されます。

### ・北部の背振山地

中生代の花崗岩類、変成岩類から成る古い山地で、山地の中央部には準平原状の平 坦面が広く発達しています。深層まで風化が進んでおり、地震時には斜面崩壊による 災害の発生が懸念されます。山地の北側は玄界灘まで急角度で傾斜する斜面であり、 山地の南側は活断層(佐賀平野北縁断層帯)で佐賀平野と境されます。

### • 西部の杵島山地、上場台地

石炭層を挟む第三紀の堆積岩類(佐世保層群等)が分布し、西北部では、その上を玄武岩類(松浦玄武岩類)が覆います。「北松型地すべり」の多発地帯であり、地震時にも、これらの地すべりが活動する可能性があります。



図 2-1 佐賀県の地質分布の概要

(産業技術総合研究所地質調査総合センター(編)(2012) 20 万分の 1 日本シームレス地質図データベース (2012 年 7 月 3 日版)。 産業技術総合研究所研究情報公開データベース DBO84, 産業技術総合研究所地質調査総合センター。より部分引用して加筆)

### • 南部の多良岳地域

第四紀に活動した火山から成る山地で、安山岩ないし玄武岩質の溶岩や火砕岩類が 分布します。

### • 中央部~東部の佐賀平野地域

表層には、有明粘土と呼ばれる軟質な地層が広く分布し、いわゆる軟弱地盤となっています。その下には、阿蘇4火砕流堆積物を挟む第四紀層、さらに西部の山地を構成する第三紀の堆積岩類が厚く分布します。このような比較的軟らかい地層が地下に厚く分布する地域では、地震動が増幅されやすいことが知られており、地震時には、建物や構造物の共振現象や液状化現象などによる災害が生じることが予想されます。さらに、平野の北縁は、軟弱地盤と山地部の比較的硬い地盤が活断層を境界として接しており、「災害の帯」が生じた兵庫県南部地震の事例に類似します。この地域では、特に地震時の被害が大きくなることが懸念されます。

また、有明海沿岸では、地震時には、堤防の破壊とそれによる高潮浸水の恐れがあります。

#### 玄界灘沿岸の低地部

佐賀平野と同様に地震時にはゆれが大きくなることが懸念されます。また、堤防に被害が生じた場合には、高潮時に浸水の恐れがあります。

## (2) 本県における被害地震、周辺の活断層

本県は、南海トラフから沈み込むフィリピン海プレートの境界で発生すると予想される大規模な地震の発生域からは離れており、中央防災会議の調査では、あまり大きな被害は想定されていません。一方、県内及び周辺には、いくつかの内陸活断層が存在していて、その活動により被害地震が発生する可能性が考えられます。

佐賀県地域防災計画では、本県に被害をもたらした地震を表 2-1 のようにまとめています。歴史資料によると、大きな被害を及ぼした地震はあまり知られていませんが、679 年の筑紫国の地震の際には、詳細は不明ですが相当大きな被害が生じたと考えられています。2005 年の福岡県西方沖の地震では、みやき町で震度6弱を観測したほか、負傷者や家屋の破損などの被害が生じました。2016 年の熊本地震でも、佐賀市、神埼市、上峰町で震度5強を観測し、負傷者が出ています。

津波についてみると、1792年の島原半島眉山(当時前山)の崩壊により発生した津波で、家屋や船舶の流出などの被害が生じています。

表 2-1 佐賀県に被害をもたらした主な地震

発生年月日	震央地名	地震の規模 (マグニチュード)	記事
679 年一月一日 (天武7年)	筑紫国	6.5 <b>~</b> 7.5	家屋倒壊多く、幅6m、長さ10kmの地割れを生ず
1700 年 4 月 15 日 (元禄 13 年 2 月 26 日)	壱岐·対馬	7	佐賀・平戸(瓦落つ)有感
1703 年 6 月 22 日 (元禄 16 年 5 月 9 日)	小 城	不 明	古湯温泉の城山崩れ、温泉埋まる
1769 年 8 月 29 日 (明和 6 年 7 月 28 日)	日向·豊後	7.7	佐嘉表も大地震、町家の外瓦等崩落、川原小路屋敷大破
1792 年 5 月 21 日 (寛政 4 年 4 月 1 日)	雲仙岳	6.4	佐賀領、鹿島領、蓮池領で死者 18 名、流家 59 棟 (眉山崩壊による津波被害)
1831 年 11 月 14 日 (天保 2 年 10 月 11 日)	肥前	6.1	肥前国地大いに震い、佐賀城石垣崩れ、領内潰家多し
1889 年 7 月 28 日 (明治 22 年)	熊本	6.3	神埼郡斉郷村の水田、四・五町破裂して、黒き小砂噴き出す。佐 賀郡、藤津郡、杵島郡で家屋の倒壊あり
1898 年 8 月 10~12 日 (明治 31 年)	福岡県西部	6.0	糸島地震。唐津でラムネ瓶倒れる 壁面に亀裂
1929 年 8 月 8 日 (昭和 4 年)	福岡県 雷山付近	5.1	佐賀、神埼両郡の所々で壁に亀裂、崖崩れ、三瀬村で器物の転 倒
1931 年 11 月 2 日 (昭和 6 年)	日向灘	7.1	佐賀市で電灯線切断の小被害
1946 年 12 月 21 日 (昭和 21 年)	南海道沖	8.0	佐賀、神埼、杵島各郡で家屋の倒壊あり 佐賀地方も瓦が落ち、煙突が倒れたところもある
1966 年 11 月 12 日 (昭和 41 年)	有明海	5.5	佐賀市内で棚の上のコップや花瓶落下、陶器店の大皿割れる、神 埼、唐津でガラス破損
1968 年 4 月 1 日 (昭和 43 年)	日向灘	7.5	佐賀市及び佐賀、神埼両郡で高圧配電線2か所切断、家庭用 配線9か所切断
1987 年 3 月 18 日 (昭和 62 年)	日向灘	6.6	大きな被害なし
2001 年 3 月 24 日 (平成 13 年)	安芸灘	6.7	大きな被害なし
2005 年 3 月 20 日 (平成 17 年)	福岡県北西沖	7.0	みやき町で震度6弱を観測、 人的被害 重傷1名、軽傷14名 家屋被害 半壊1件、一部損壊136件 ※被害は、平成17年4月20日の最大余震も含まれる。
2016 年 4 月 14 日 (平成 28 年)	熊本地方	6.5	佐賀県南部・北部で震度4を観測
2016 年 4 月 16 日 (平成 28 年)	熊本地方	7.3	佐賀市、神埼市、上峰町で震度5強を観測 4月 14 日からの一連の地震による被害は、重症者4名、軽傷者9名

[資料] 福岡管区気象台要報第 25 号(昭和 45 年 3 月)、第 36 号(昭和 56 年 2 月) 佐賀県災異誌第 1 巻(1964 年 3 月)、第 2 巻(1974 年 3 月) 日本被害地震総覧(1996 年) 福岡管区気象台災害時自然現象報告書 2005 年第 1 号(平成 17 年 4 月)

活動した場合に本県に被害をもたらす可能性のある、県内および周辺の活断層としては、主なもので図 2-2 に示す次のものが知られています(番号は図中の番号に対応)。

- 政府の地震調査研究推進本部の評価対象
  - 〇主要活断層帯: ①佐賀平野北縁断層帯、④日向峠一小笠木峠断層帯、⑤水縄断層帯、⑩雲仙断層群、②警固断層帯
  - ○簡便な評価の対象とする活断層:③糸島半島沖断層群、⑨多良岳南西麓断層帯

- ・地震調査研究推進本部の評価対象には含まれていないが、「新編日本の活断層」 (1991年活断層研究会編)及び「九州の活構造」(1989年九州活構造研究会編)に掲載されている活断層
  - ②竹木場断層、⑭真名子一荒谷峠断層、⑪今福断層、⑫楠久断層、⑬国見断層、 ⑧西葉(さえ)断層
- ・上記以外で九州電力(株)の玄海原子力発電所の安全性に関する再評価資料で想定されている活断層:⑥城山南断層

県の地震被害想定調査では、これらの断層による地震の県への影響について検討しました。

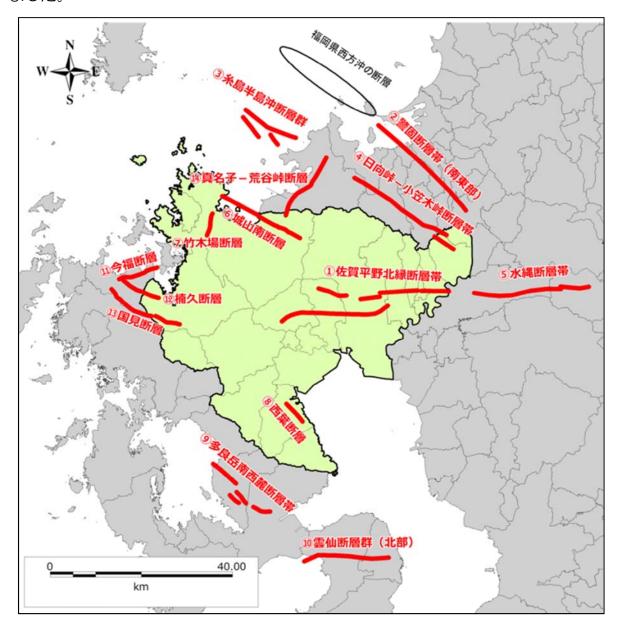


図 2-2 佐賀県内および周辺の活断層

## (3) 本県周辺での津波被害、想定される津波波源

本県周辺における津波被害の記録としては、寛政4年5月21日に発生した雲仙普賢岳の噴火に伴う(地震による)眉山(当時は、前山と呼称)の大崩壊による津波が挙げられます。このときは、島原城下を埋めて有明海に流れ込んだ岩屑なだれによって、有明海の対岸で死傷者や住家被害が発生し、本県地域でも家屋や船舶の流出などの被害が生じたとされています。

地震による津波の波源で本県に影響すると想定されるものとしては、有明海側では、 先に活断層の項目で述べた「雲仙断層群」が挙げられます。玄界灘(日本海)側については、国土交通省・内閣府・文部科学省による「日本海における大規模地震に関する調査検討会」で日本海における最大クラスの津波波源が検討されており(同検討会報告書、平成26年9月)、本県に影響する可能性のある波源も示されています。

なお、日本海で津波の波源となりうる断層については、文部科学省でさらに調査が 行われており、今後情報が増えることが予想されます。

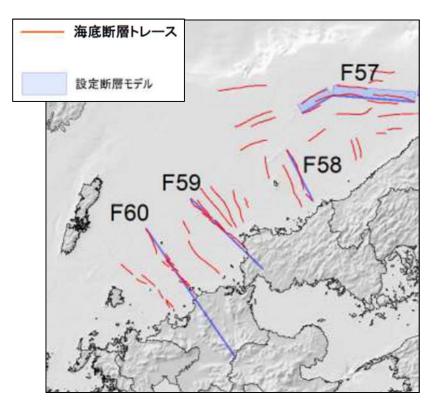


図 2-3 日本海における大規模地震に関する調査検討会で設定された 佐賀県近傍の波源断層モデルの位置

一方、日本に影響する津波の波源としては、日本近海に限らない遠地の波源も想定されます。平成22年2月27日15時34分頃にチリ中部沿岸で発生した地震による津波では、翌28日9時33分に有明・八代海に津波警報が発表され、同日21時

25分に熊本港で O.2mの最大波を観測しました<sup>1</sup>。佐賀県沿岸では目立った津波は 観測されず被害もありませんでしたが、このような遠地の波源による津波としては、 調査が進んでいない、九州西方から南西諸島西方の東シナ海の海底断層による津波も 発生する可能性が否定できません。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> チリ近海ではしばしば大きな地震が起こっており、昭和35年に起こったマグニチュード9.5の地震では、日本にも最高6.3mの津波が襲来し、三陸海岸沿岸を中心に大きな被害を受けています。津波は遠方の地震で発生したものでも日本に影響することを念頭におく必要があります。

## 3. 被害想定

## (1) 基本的考え方

平成23年3月11日に発生した我が国の歴史上最大の地震、東北地方太平洋沖地震(マグニチュード9.0)が発生して、東北地方から関東地方にかけて、大規模な地震と津波による被害が発生しました。この地震は、日本海溝から日本列島の下にもぐりこむ太平洋プレートの境界で発生したものですが、西日本においても、南海トラフから沈み込むフィリピン海プレートの境界で同様の大規模な地震の発生が懸念されていて、内閣府では、このようなプレート境界型の「最大クラス」の地震とそれに伴う津波による被害を想定し公表しています。(内閣府、平成24年8月29日、平成25年3月18日)

佐賀県は、このような地震の発生域からは離れています。また、中央防災会議防災対策推進検討会議の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる調査では、南海トラフにおける「最大クラス」の地震・津波による被害は、九州地方が大きく被災するケースにおいても、建物の全壊棟数が約20棟、死者数も「わずか」と想定されています。一方、県内及び周辺には、いくつかの内陸活断層が存在していて、その活動により被害地震が発生する可能性が考えられます。平成25年2月には、文部科学省地震調査研究推進本部の地震調査委員会から「九州地域の活断層の長期評価(第一版)」が公表され、佐賀県地域に影響する可能性のある活断層についても新たな評価が行われました。この評価を踏まえて、佐賀県としても、平成21年度に行った地震シミュレーション調査における地震動の想定及び被害想定について、改めて詳細な評価を行うこととしました。

一方、津波については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災における 甚大な津波被害を受けて、内閣府中央防災会議専門調査会では、新たな津波対策の 考え方を平成23年9月28日にとりまとめて発表しました。この中で、今後の津 波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要があ るとされています。一つは、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想 定する「最大クラスの津波」(L2津波)です。もう一つは、海岸堤防などの構造物 によって津波の内陸への侵入を防ぐ海岸保全施設等の整備を行う上で想定する「比 較的発生頻度の高い津波」(L1津波)です。

佐賀県は、平成27年7月31日に、この「最大クラスの津波」に対して、総合的防災対策を構築する際の基礎となる津波浸水想定を策定しました。

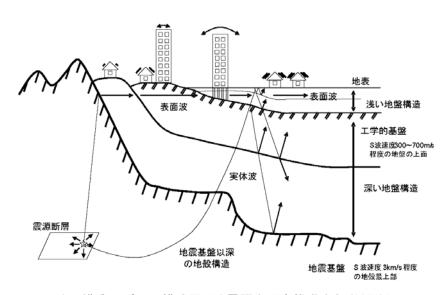
地震被害想定調査は、平成25年度から平成26年度の2カ年にわたって実施し、また、津波による被害想定は、平成27年度の調査で実施しました。以下、3(2)及び3(3)にその調査結果の概要を示します。

## (2) 地震による被害の想定

### ① 想定地震の設定

2章で示しました佐賀県内及び周辺地域の活断層を基に、断層の長さなどのパラメータを整理し、地震動の距離減衰式<sup>2</sup>と表層地盤の増幅率<sup>3</sup>を用いた簡便法によりおおよその地震動分布を予測しました。以下の図 3-1 にそれぞれの活断層の影響領域を示しました。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 表層地盤の増幅率:表層地盤とは、以下に示す地下構造モデルの中で、工学的基盤から地表にあたる部分です。工学的基盤に入った地震動は、地表までの間で一般的には大きくなるため、この大きくなる割合を増幅率と呼んでいます。



地下構造モデルの模式図(地震調査研究推進本部(2009))

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 距離減衰式: 地震による地面の揺れ(地震動)の大きさは、震源から観測点まで距離が離れるに従って小さくなります。距離に応じて地震動の振幅が小さくなる性質を、地震動の大きさと震源からの距離で定量的に表した式を「距離減衰式」と呼びます。

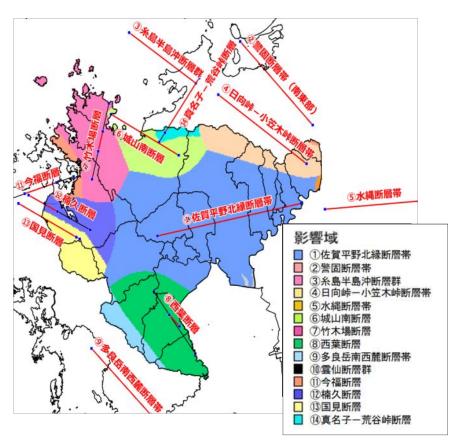


図 3-1 簡便法の震度による影響範囲区分

これから、佐賀県内で影響度の大きな断層として5つを選び、想定地震としました。

表 3-1 想定地震

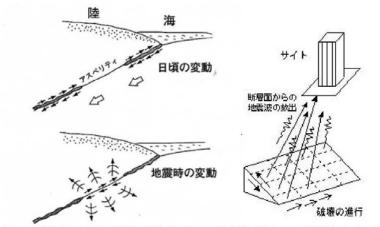
No.	県内の 位置	(上図の番号)断層名	検討上の 断層の長さ L(km)	モーメント・ マク <sup>*</sup> ニチュート <sup>*</sup> Mw
1	県東部~ 県中央部	① 佐賀平野北縁断層帯	38	6.9
2	県北東部	4 日向峠一小笠木峠断層帯	28	6.7
3	県北西部	ジョウヤマミナミダンソウ ⑥ 城山南断層	19.5	6.5
4	県西部	<sup>2727</sup> <sup>25277</sup> ① <b>楠久断</b> 層	18	6.5
5	県南西部	***	18	6.4

## ② 被害の想定

地震による揺れの予測は、5つの断層について、震源域で特に大きな地震動を発生させる地域(「アスペリティ<sup>4</sup>」という)を考慮した震源のモデル化を行い、強震動波形計算による手法(「統計的グリーン関数法<sup>5</sup>」という)を用いて、表層地盤の地震応答解析<sup>6</sup>を行って詳細な検討をしています。

想定地震による地震被害想定は、揺れによる建物被害想定、液状化による建物被害想定、急傾斜地崩壊による建物被害想定、地震火災による焼失棟数想定、各種地震被害による人的被害想定、ライフラインの被害想定、交通施設の被害想定、生活支障の想定、災害廃棄物の想定、経済被害の想定を、主に中央防災会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる手法<sup>7</sup>を本格的に用いて行っていま

<sup>5</sup> 統計的グリーン関数法:半経験的な手法で、多数の観測記録の平均的特性をもつ波形を要素波(グリーン関数)として、想定する断層の破壊過程に応じて足し合わせる方法です。この方法を用いることによって、時刻歴波形を予測でき、破壊過程の影響や、アスペリティの影響を考慮することができます。



アスペリティとその周辺の断層運動 統計的グリーン関数法イメージ

<sup>4</sup> アスペリティ: 地震は、地下の岩盤が急激にずれることによって生じる。その岩盤のずれは断層面全体にわたって一様ではなく、大きくずれるところと、ほとんどずれないところがあります。 通常は強く固着しているが、地震時に急に大きくずれて強い地震動を発生する領域があります。 この領域をアスペリティという。アスペリティとは、英語の asperity のことで、「ざらざらしていること、隆起」という意味があります。

<sup>6</sup> 表層地盤の地震応答解析:ある地震波が工学的基盤に入力した時、例えば地表での挙動がどのようなものであるかを解析することを地震応答解析と言います。地盤をモデル化し、そのモデルの物性値(S波速度、剛性率など)を設定し、地震波を工学的基盤に入力させ、重複反射理論に基づいて波の伝わり方を計算し、地表での地震動の大きさなどを求めるものです。軟弱な地盤は、地震動を受けると、受ける前に比べて物性値が変化しますが、解析時にはそのような影響も考慮して計算を行います。

<sup>7</sup> 中央防災会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ(2012, 2013): 南海トラフの巨大地震建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要(平成24年8月29日), 南海トラフ巨大地震の被害想定項目及び手法の概要~ライフライン被害、交通施設被害、被害額など(平成25年3月18日)を参照しました。

#### (被害想定条件)

震源:佐賀県内で影響度の大きな5つの断層を想定とした地震としました。アスペリティを考慮して断層をモデル化しています。

地盤: 平成 25 年度から平成 26 年度の 2 力年わたって実施した「佐賀県地震被害等予測調査業務」で検討された深部地盤、表層地盤を用いています。

揺れ・液状化・急傾斜地崩壊予測:

平成 25 年度から平成 26 年度の 2 力年わたって実施した「佐賀県地震被害等予測調査業務」で検討された結果です。揺れは、統計的グリーン関数法で工学的基盤上面<sup>9</sup>での地震動を予測し、表層地盤の地震応答解析を実施して地表での地震動波形を求め、それより地表の計測震度を計算しています。

建物:県内市町から平成26年1月時点の固定資産課税台帳による建物データ及び非課税建物データを収集し、構造・年代別に整理し、250mメッシュ10ごとに建物棟数を把握しました。

人口: 平成22年国勢調査に関わる地域メッシュ統計データ及び平成21年経済 センサス基礎調査等のリンクによる地域メッシュ統計により、250mメッシュごとに3時間帯(深夜、昼12時、夕18時)人口を把握しました。

被害想定:被害想定は、時間帯別の人口及び冬と夏の出火率の違いを考慮し、3 つの被害シーンで実施しています。

冬•深夜

夏•昼12時

冬: 夕18時

次に、想定した断層の震度分布と建物被害結果と人的被害結果を示します。

-

<sup>8</sup> 佐賀県統括本部消防防災課 (平成27年3月発表): 佐賀県地震被害等予測調査業務 報告書概要版 (平成26年度) 平成27年3月を参照しました。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 工学的基盤: 地震動予測を行うために、地盤をモデル化した場合の構造物の基礎となる地層(せん断波速度が350~700m/sec 程度の地層)です。前頁の地下構造モデルの模式図を参照して下さい。

<sup>10 250</sup>m メッシュ: 一定間隔の経緯線によって地域を分割する「標準地域メッシュ」のうち、第3次地域区画(ほぼ1平方キロメートル)を1/4(約250m)にさらに分割したメッシュです。

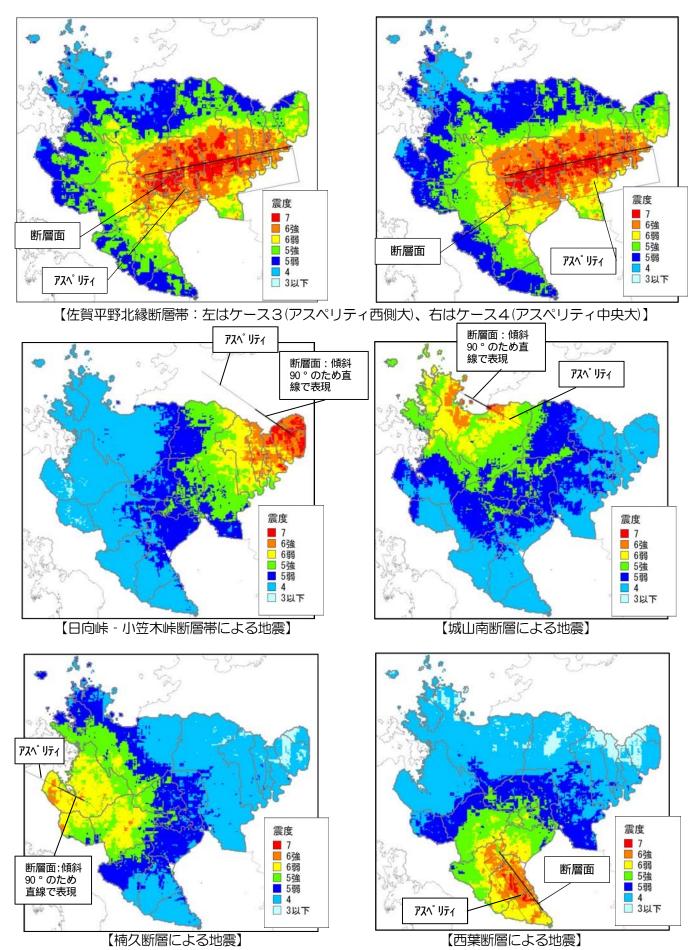


図 3-2 想定地震の震度分布 - 14 -

表 3-2 佐賀県地震被害等予測調査結果一覧表 建物被害及び人的被害

	震源断層	佐賀	平野北縁断原ケース3	<b>喜帯</b>	佐賀	平野北縁断原ケース4	<b>層帯</b>	日向峠	一小笠木峠脚	新層帯
被害項	類目 季節·時間	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
	建物棟数 (棟)		498,000			498,000			498,000	
	全壊・焼失棟数(棟)	約55,000	約56,000	約58,000	約53,000	約54,000	約57,000	約12,000	約12,000	約13,000
建物被害	全壊・焼失率 (%)	11	11	12	11	11	11	2	2	3
	半壊棟数(棟)		約58,000			約58,000			約16,000	
	半壊率(%)		12			12			3	
	滞留人口(人)	850,000	857,000	854,000	850,000	857,000	854,000	850,000	857,000	854,000
	死者数 (人)	約4,300	約3,000	約4,000	約3,800	約2,200	約3,200	約790	約400	約630
人的被害	死者率 (%)	0.5	0.4	0.5	0.4	0.3	0.4	0.1	0.0	0.1
	負傷者数(人)	約16,000	約12,000	約13,000	約15,000	約11,000	約12,000	約4,100	約3,100	約3,300
	負傷者率(%)	1.8	1.4	1.5	1.8	1.3	1.4	0.5	0.4	0.4
	震源断層		城山南断層			楠久断層			西葉断層	
被害項	季節・時間	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
	建物棟数 (棟)		498,000			498,000		498,000		
	全壊・焼失棟数(棟)	約2,600	約2,600	約2,600	約910	約910	約920	約4,200	約4,200	約4,200
建物被害	全壊・焼失率 (%)	1	1	1	0	0	0	1	1	1
	半壊棟数(棟)		約8,900		約6,100			約9,300		
	半壊率(%)	2			1			2		
	滞留人口(人)	850,000	857,000	854,000	850,000	857,000	854,000	850,000	857,000	854,000
	滞留人口(人) 死者数(人)	850,000 約150	857,000 約110	854,000 約130	850,000 約50	857,000 約30	854,000 約40	850,000 約260	857,000 約120	854,000 約190
人的被害		,	-	,		-	,			
人的被害	死者数(人)	約150	約110	約130	約50	約30	約40	約260	約120	約190

<sup>(</sup>注)今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。

概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っている。 ・1,000未満 : 1の位を四捨五入 ・1,000以上10,000未満 : 10の位を四捨五入 ・10,000以上 : 100の位を四捨五入

### (3) 津波による被害の想定

### 1 想定波源の設定

佐賀県では、平成27年7月31日に、「最大クラスの津波」に対して、総合的 防災対策を構築する際の基本となる津波浸水想定を発表しています。そこで、設定 された最大クラスの津波波源は、以下のような考え方で設定しています。

海溝型地震については、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表<sup>11</sup>した 11 ケースの津波断層モデルから、佐賀県に最も影響が大きいケース5とケース11を選定しました。

活断層型地震については、玄界灘側では、国土交通省・内閣府・文部科学省が、平成26年8月に公表した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の調査結果<sup>12</sup>と佐賀県の独自断層として地震調査研究推進本部の研究成果や近隣県の調査資料等に基づいて設定しました。

活断層型地震の有明海側では、佐賀県の独自断層として地震研究推進本部の研究成果や近隣県の調査資料等に基づいて設定しました。

具体的には、玄界灘側で、F6O(西山断層帯)(日本海における大規模地震に関する調査検討会)による地震、対馬海峡東の断層による地震、有明海側で、雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動の地震及び南海トラフの巨大地震モデルのケース5、11について津波浸水シミュレーションを行って浸水範囲を算出しました。佐賀県の公表<sup>13</sup>では、津波シミュレーション結果を玄界灘側、有明海側ごとに重ね合わせ、最大となる浸水域、最大となる浸水深を示しています。以下に上記の5つの津波波源域を示します。

<sup>11</sup> 内閣府(2012): 南海トラフの巨大地震モデル検討会(第二次報告)津波断層モデル編ー津波断層モデルと津波高・浸水域等についてー平成24年8月29日を参照しました。

<sup>12</sup> 国土交通省・内閣府・文部科学省(2014):日本海における大規模地震に関する調査検討会 報告書 平成 26 年 9 月,日本海における大規模地震に関する調査検討会を参照しました。

<sup>13</sup> 佐賀県(2015): 佐賀県津波浸水想定の設定, 平成 27 年 7 月 31 日, https://www.pref.saga.lg.jp/web/kurashi/\_1261/kasen-seibi/\_90872.html (閲覧日 2015 年 12 月 10 日) を参照しました。

表 3-3 津波波源域【玄界灘側】

対象津波	「日本海における大規模地震に関する調査検討会」公表 (H26.8)の想定地震津波					
マク゛ニ チュート゛	M w =	= 7. 6				
使用モデル	「日本海における大規模地震	に関する調査検討会」のモデル				
説明	国土交通省・内閣府・文部科学省による「日本」 」で検討された60断層のうち、佐賀に影響の:					
諸元	震源域	地盤の鉛直方向変動量分布				
震源地盤変動量	第2条例セース 62年間セイム F52 F56 F5	文的量(m) 10.0 5.0 0.0 10.0				

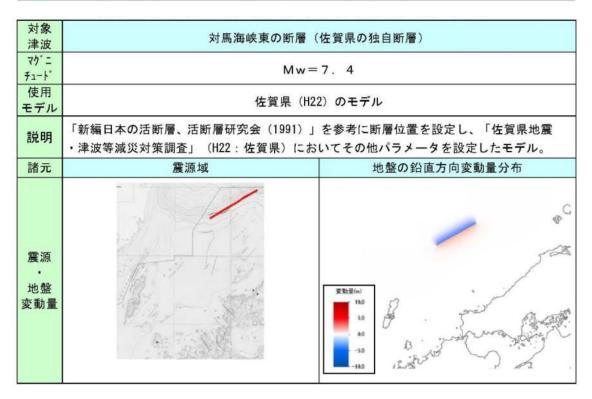
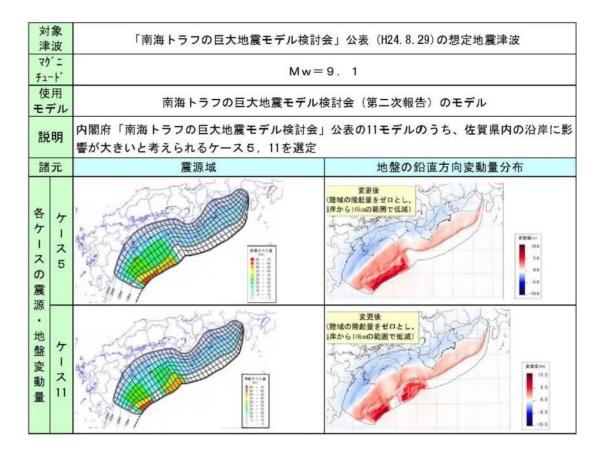


表 3-4 津波波源域【有明海側】

対象津波	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動の地震(佐賀県の独自断層)				
マク゛ニ チュート゛	M w =	7. 1			
使用 モデル	長崎県(H18)のモデル				
説明	長崎県が断層調査等を踏まえてとりまとめた「 18)」での結果を参考に設定したモデル。	長崎県地震等防災アセスメント調査報告書(H			
諸元	震源域	地盤の鉛直方向変動量分布			
震源 地盤 変動量	33.1 33.0 32.9 32.7 植演型記數層帶 金仙地馬形數數層所 2.8 32.7 129.6	交動量(m) 10.0 5.0 -5.0			



### ② 被害の想定

津波による被害は、建物と人的予測について行いました。被害の想定に採用した 津波の波源は、人的被害予測で避難完了・避難未完了を判断することから、佐賀県 に波源位置が距離的に近い、F6O(西山断層帯)による地震の波源と雲仙地溝南縁 東部断層帯と西部断層帯の連動の地震の波源を選定しました。

#### (被害想定条件)

波源: F6O(西山断層帯)による地震(玄界灘側)及び雲仙地溝南縁東部断層帯 と西部断層帯の連動の地震(有明海側)に設定しています。

### 津波シミュレーション結果:

平成27年7月31日佐賀県<sup>13</sup>から発表された津波シミュレーション結果を用いています。津波シミュレーションの計算条件は以下の通りです。 潮位

海域については、朔望平均満潮位に設定しています。河川内の水位については、平水流量または沿岸の朔望平均満潮位と同じ水位にしています。 地盤の沈隆

地盤高については、津波波源による地殻変動量を考慮しています。 各種構造物の取り扱い

地震や津波による各種構造物の被災を考慮しています。つまり、津波が越流し始めた時点で、護岸、堤防、防波堤などは「破壊する」ものとして計算しています。また、河川堤防は耐震性の技術的評価がなければ、地震発生後すぐに、堤防高の 75%が沈下するものとしています。水門・陸閘などについては、耐震性を有し自動化された施設、常時閉鎖の施設以外は、解放状態として取り扱うことを基本としています。

津波シミュレーション結果の留意点

特に有明海側では、上記の堤防沈下条件と河川水位を河口で朔望平均満潮位の高さに設定していることから、地震発生後すぐに浸水するような結果となっています。

建物: 地震の被害想定と同じく、市町から平成26年1月時点の固定資産課税台帳による建物データ及び非課税建物データを収集し、構造・年代別に整理し、250mメッシュごとに建物棟数を把握しました。

人口: 地震の被害想定と平成22年国勢調査に関わる地域メッシュ統計データ及び平成21年経済センサス基礎調査等のリンクによる地域メッシュ統計により、250mメッシュごとに3時間帯(深夜、昼12時、夕18時)人口を把握しました。

#### 建物被害の想定手法:

津波による建物被害は、東日本大震災の被害データから作成した、建物被

害率と津波浸水深の関係を用いて行っています。

### 人的被害の想定手法:

津波による人的被害は、以下のフローのように一旦、避難完了または避難 未完了を検討した後、避難未完了者が津波に巻き込まれ、死者または負傷 者が発生するという計算をしています。

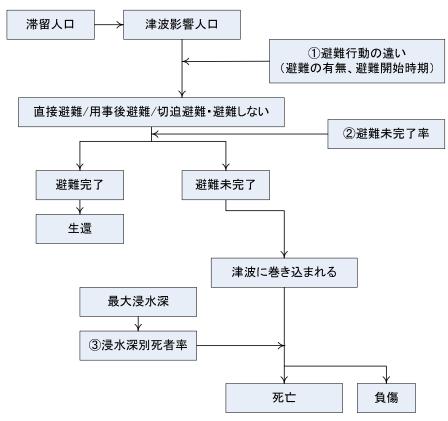


図 3-3 津波による死傷者数の予測手順

(中央防災会議:南海トラフ巨大地震対策ワーキンググループ 7)

また、このようなことから、避難の開始時期によって、津波による人的被害は、変わってくることになり、次の(ア)~(エ)の4ケースを設定して検討しています。

表 3-5 避難の有無、避難開始時期の設定(中央防災会議<sup>7)</sup>

		避難行動別の比率				
		避	難する	切迫避難		
		すぐに避難する (直接避難)	避難するがすぐに は避難しない (用事後避難)	あるいは 避難しない		
(ア)	早期避難者比率が低い場合	20%	50%	30%		
(1)	早期避難者比率が高い場合	70%	20%	10%		
(ウ)	早期避難者比率が高い場合(避難呼びかけ)	70%	30%	0%		
(工)	全員が発災後すぐに避難を開始した場合	100%	0%	0%		

### 津波による建物被害、人的被害を次にまとめます。

### 表 3-6 津波による建物被害

(棟、%,)

断層名	位置   建物棟数 		位置   建物棟数		半壊	計(全半壊)	全半壊率	
F60断層(西山断層)による地震 波源	玄界灘側	116,000	約 30	約 590	約 620	0.5%		
雲仙地溝帯南縁東部断層帯と西 部断層帯の連動の地震波源	有明海側	226,000	約 210	約 6,900	約 7,100	3.1%		

(注)今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。 概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っており、合計が一致しない場合がある。

・1,000未満 : 1の位を四捨五入 ・1,000以上10,000未満 : 10の位を四捨五入

・10,000以上: 100の位を四捨五入

### 表 3-7 津波による人的被害

(人、%)

		1									()(, )0)
			深夜 (ア)早期避難者比率が低い場合			深夜 (ウ)早期避難者比率が高い場合(避難呼びかけ)					
断層名	位置	滞留人口	死者	負傷者	死者率	負傷者率	滞留人口	死者	負傷者	死者率	負傷者率
F60断層(西山 断層)による地 震波源	玄界灘側	190,000	約30	約340	0.0%	0.2%	190,000	約10	約180	0.0%	0.1%
雲仙地溝帯南 縁東部断層帯 と西部断層帯 の連動の地震 波源	有明海側	387,000	約 260	約 2,600	0.1%	0.7%	387,000	約 10	約 1,100	0.0%	0.3%

(注)今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。 概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っており、合計が一致しない場合がある。

・1,000未満 : 1の位を四捨五入 ・1,000以上10,000未満 : 10の位を四捨五入 ・10,000以上 : 100の位を四捨五入

## 4. アクションプランの基本的考え方

## (1) 基本理念

次に示す基本理念をもとに、着実に地震・津波減災対策を進めていきます。

## 自助、共助、公助の結びつきによる "防災・減災SAGA"の実現を目指します

巨大な地震・津波災害に対しては、国・県・市町の取組にも限界があり、行政機関のみならず、広く県民や事業所等の主体的な取組がその被害を抑止・軽減させるのに大きな役割を果たします。

今後、地震・津波災害に対しては、県民が自ら災害に備え主体的に行動する(自助)、地域や身近にいる人どうしが助け合う(共助)、国・県・市町等の取組(公助)が役割を分担し連携して効果的な地震・津波減災対策を進めていくことが重要です。

## (2) 基本目標

本アクションプランの地震・津波減災対策は、国や市町、県民、地域コミュニティ、事業者等が実施する対策との連携により、次の基本目標の達成を図ることを目指します。

- 1. 地震・津波から命を守る
- 2. 被災後の県民の生活を守る
- 3. 復旧・復興を迅速かつ確実に進める

中でも、1の「命を守る」ことを第一の目標とし、具体的な指標として<u>想定され</u>る死者数を半減させることを目指します。

## (3)計画期間

地震・津波減災対策アクションプランの計画期間は、次のとおりとします。

平成29年度から38年度までの10箇年とします。

## (4) アクションプラン推進体制

本アクションプランでは、県が自ら実施する地震・津波減災対策に加え、市町、 県民、地域コミュニティ、事業者等に取組(アクション)を働きかけ、支援する対 策も含めて示しています。

基本目標の達成に向けては、県、市町、県民、地域コミュニティ、事業者等が役割を分担し、一体となって取り組んでいくことが重要です。

## (5) アクションプランの進捗管理

本アクションプランの減災対策(アクション)については、毎年度、進捗管理を 行うものとします。

また、概ね5年を目途に計画の見直しを行うものとします。

## 5. 地震·津波減災対策

## (1)減災対策の施策体系

## ① 減災対策の構成

本アクションプランの減災対策は、基本理念のもと、3つの基本目標に対応する 14の対策分野を設けています。

対策分野は、大項目、中項目、そして具体的な施策としてのアクション(対策項目)に詳細化し、4層の施策体系として構成しています。

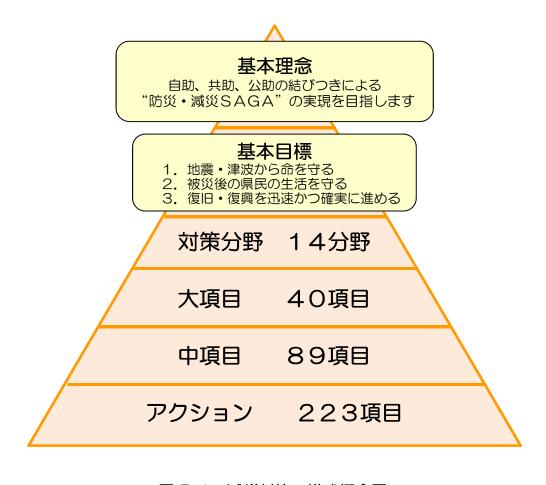


図 5-1 減災対策の構成概念図

## ② 施策体系

## 図 5-2 施策体系

	【対策分野】	【取組みの方向(大項目) 一中項目(数)ーアクション(数)】
基本目標	①防災思想・知識の普	<ul><li>○防災思想・知識の普及 -(2)-(7)</li></ul>
	②地域防災力の向上	○消防団の充実・機能強化       -(1)-(3)         ○自主防災組織の育成・機能強化       -(2)-(7)         ○企業防災の促進       -(2)-(3)         ○防災訓練の実施       -(3)-(5)
	③災害に備えたまちづくり	〇災害に強い市街地の形成       -(2)-(5)         〇河川管理施設、海岸保全施設の整備       -(2)-(7)
1・地震・津	④建物被害の抑止・減少	○建物の耐震化の促進       -(1)-(4)         ○建築物の防災性の向上       -(7)-(14)         ○建築物の耐震改修促進のための環境整備       -(1)-(1)         ○危険物施設の耐震性の確保       -(1)-(1)
波から命を一		〇土砂災害防止対策の推進       -(3)-(11)         〇宅地の防災対策の推進       -(2)-(3)         〇老朽ため池等の対策の推進       -(2)-(3)
	<ul><li>⑥交通施設の防災性 向上・機能確保</li></ul>	○緊急輸送道路ネットワークの整備       -(3)-(6)         ○港湾・漁港等の施設の耐震性の確保       -(1)-(1)         ○九州佐賀国際空港の耐震性の確保       -(1)-(1)
	⑦救助·救急、消火活動体制の充実	○救助・救急体制の充実       −(2)−(12)         ○防火・消防体制の充実       −(3)−(7)
	⑧避難・誘導体制の充実	○避難場所・避難路の確保・整備       -(1)-(1)         ○避難体制の充実       -(2)-(7)
	<ul><li>⑨応急活動の迅速な実施体制の確保</li></ul>	○情報の収集、連絡・伝達体制の充実       -(3)-(14)         ○防災中枢機能等の確保・充実       -(3)-(11)         ○応援体制等の充実       -(3)-(5)         ○防災拠点施設の整備       -(2)-(3)
	⑩災害時の医療、輸送、 ライフラインの機能確保	○災害医療体制の充実       -(3)-(13)         ○輸送機能の強化       -(4)-(11)         ○ライフラインの維持・早期復旧       -(3)-(6)
2.被災後 の県民の生活を守る		○避難所の生活環境の整備       -(2)-(5)         ○飲料水、食料、生活必需品等の供給体制の充実       -(3)-(5)         ○要配慮者への支援体制の充実       -(3)-(10)         ○広域避難体制の整備       -(1)-(1)         ○災害ボランティア活動の環境整備       -(2)-(4)         ○中山間地域、孤島の孤立化防止対策       -(2)-(4)
	②被災者の生活の安 定確保	○被災者の住宅確保の支援体制の充実       -(3)-(7)         ○情報提供・相談体制の充実       -(2)-(3)
3. 復旧・復 興を迅速か	③復旧・復興の早期実 施の体制整備	○応急復旧体制の充実       -(1)-(2)         ○災害廃棄物処理体制の充実       -(1)-(2)
つ確実に進める	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○被災者の生活再建の支援の充実       -(1)-(3)         ○事業者の事業再建の支援体制の整備       -(3)-(5)

## (2) 個々のアクション(施策・事業)

## 基本目標 1. 地震・津波から命を守る

地震・津波災害から、まず県民の「命を守る」ことを第一に、防災知識の普及、 地域防災力の向上、災害に備えたまちづくり、建物被害の抑止・減少、揺れによる 土砂災害等の抑止・減少、交通施設の防災性向上・機能確保、救助・救急、消火活 動体制の充実、避難・誘導体制の充実により、人的被害の抑止・減少を図ります。

## 対策分野 ① 防災思想・知識の普及

### 現状と課題

これまでも様々な媒体により防災知識の普及や防災意識の高揚を図るとともに、学校等における防災教育の促進を図ってきましたが、防災知識等の普及を継続して行っていくことが重要です。また、本県でも、大きな地震・津波災害が発生する可能性があるという認識を喚起していく必要があります。

#### 目的

県民が防災に対する正しい知識を備え、自らの命や財産を守るという意識をもち、県 民の防災リテラシーの向上に取り組みます。

#### 取組の方向(大項目)

▶ 防災思想・知識の普及

ホームページや印刷物での情報発信、イベント・講演会等の開催、報道機関との連携により継続的に防災知識の普及と防災意識の高揚を図るとともに、市町によるハザードマップの作成等の取組を支援していきます。

また、学校や地域における防災教育の実施について、教育プログラムの開発や出前 講座等により支援していきます。

大項目	中項目	アクション	県の窓口
防災思想 ・知識の 普及	県民に対する防災思想・知識 の普及啓発 ホームページ、イベント・講 演会等を通じて普及啓発を 図るとともに、市町の取組を	ホームページ、SNS等を活用した防災知識の普及の充実	消防防災課
		防災啓発研修会、講演会等の定期 的開催	消防防災課
		報道機関の活用・協力要請	危機管理• 報道課 消防防災課
	支援する。	市町の地震・津波対策パンフレット・チラシ、ハザードマップ等の 作成・配布の支援	消防防災課

大項目	中項目	アクション	県の窓口
	防災教育の推進 研修会等を通じて教職員の 防災知識・指導力の向上を図 るとともに、教育プログラム の開発や出前講座の実施等 により学校等における防災 教育を支援します。	教職員の防災知識・指導力の向上	保健体育課
		専門家・職員の出前講座による学 校等における地震・津波防災教育 の支援	保健体育課
		発達段階に応じた指導内容の整理、教育プログラムの開発	保健体育課

### 対策分野 ② 地域防災力の向上

### 現状と課題

東日本大震災等の教訓から、大規模な地震・津波災害時における、県や市町など公的機関の防災・減災活動(公助)には限界があることが改めて認識されました。災害に強い、安全・安心な地域づくりのためには、公助はもとより、県民自身による自助、地域コミュニティ等による共助の取組を促進するなど総合的な地域の防災力を高めていく必要があります。

#### 目的

企業を含む地域コミュニティ等の多様な主体の防災機能を強化し、防災訓練等で総合的な防災力を高めることにより、日頃の備えの充実、災害時の救助・救急、消火活動や避難誘導などの活動を通じて地震・津波災害による被害をできるだけ抑止・軽減します。

### 取組の方向(大項目)

▶ 消防団の充実・機能強化

地域防災の中核を担う消防団の団員確保に各市町と連携・協力して取り組みます。

▶ 自主防災組織の育成・機能強化

自主防災組織の育成及び市町による自主防災組織の結成及び資機材等の整備に対して支援します。

▶ 企業防災の促進

地域コミュニティの一員である企業(事業所)の防災力の向上の取組を支援します。

▶ 防災訓練の実施

総合防災訓練等を実施するとともに、市町の防災訓練の実施、事業所や自主防災組織における防災訓練の実施を促進します。

大項目	中項目	アクション	県の窓口
消防団の 充実・機 能強化	消防団員の維持・確保	消防団への理解促進のためのPR	消防防災課
	消防団への理解促進を図るとともに、市町による消防団	動への協力の要請	消防防災課
	員確保の取組を支援する。	市町による消防団員の確保対策の 支援	消防防災課
自主防災 組織の育 成・機能 強化		組織の核となるリーダーの養成	消防防災課
	自主防災組織の組織化・育成 自主防災組織を育成すると	坐の開催   一   一   一   一   一   一   一   一   一	消防防災課
	ともに、研修会や出前講座に より市町による自主防災組 織の結成を支援する。		消防防災課
		優良自主防災組織の表彰	消防防災課

大項目	中項目	アクション	県の窓口
		防災訓練や研修会等への女性の参加促進	男女参画・女性 の活躍能無課
	自主防災組織の資機材の充実	自主防災組織の活動拠点整備の支援	消防防災課
	自主防災組織の活動拠点や 資機材の整備を支援する。	消防車両、救助用資機材等の充実の 支援	消防防災課
	企業の防災力の向上 災害による被害軽減と早期 事業再開を図るための事業	セミナー、講習会等の開催による 事業継続計画(BCP)の策定支 援	経営支援課
企業防災	継続計画(BCP)の策定や 防災体制の整備を促進する。	企業内の防災体制等の整備促進	消防防災課
の促進	企業の防災活動の促進 企業の防災に関する取組を 評価するとともに、防災訓練 への参加を促進する。	地域の防災訓練への参加促進	消防防災課
	県の防災訓練の充実 市町・関係機関と連携して、 防災訓練を実施し、その結果	総合防災訓練の実施・訓練後の評 価	消防防災課
		個別訓練(情報の収集・伝達、参 集等)の実施・訓練後の評価	消防防災課 関係各課
	を評価する。	通信訓練の実施・訓練後の評価	消防防災課
防災訓練の実施	市町の防災訓練の充実 市町の防災訓練の実施を促 進し、関係機関と連携して支 援する。	市町の防災訓練の実施の促進	消防防災課
	自主防災組織及び住民の防災 訓練の促進 市町と連携して、自主防災組 織における防災訓練実施を 促し、支援する。	自主防災組織の防災訓練実施の促 進	消防防災課

### 対策分野 ③ 災害に備えたまちづくり

### 現状と課題

津波による大きな被害も想定されることから、地震による火災に加え、津波災害に対応して適切に土地利用を誘導していく必要があります。また、津波による浸水や地震の揺れに伴う浸水を抑止・軽減するために海岸及び河川の堤防の耐震化等を進めていく必要があります。

### 目的

災害に強い市街地の形成、河川管理施設や海岸保全施設の整備を進め、地震に伴う大規模な火災や津波による浸水の被害の抑止・軽減を図ります。

### 取組の方向(大項目)

> 災害に強い市街地の形成

津波による浸水を踏まえた土地利用の誘導、市街地の整備、防災空間の確保により災害に強い市街地を形成します。

▶ 河川管理施設、海岸保全施設の整備

河川及び海岸の堤防の耐震化等の整備を進めます。

大項目	中項目	アクション	県の窓口
<i>(((</i> <b>=</b> 1 = 34)	市街地の整備 市街地の整備を推進するとと もに、狭あい道路の拡幅による 防災性の向上を図る。	土地区画整理事業の推進	都市計画課
		市街地再開発事業の推進	都市計画課
災害に強い市街地の形成		市街地における狭あい道路の拡幅 促進	都市計画課
OJNOBX	防災空間の確保 広域防災拠点の機能を有す る都市公園とそれに至る避 難路を整備する。	広域防災拠点の機能を有する都市 公園の整備	都市計画課
		避難路の整備	都市計画課
河川管理 施設、海 岸保全施 設の整備	河川管理施設等の整備 地震による浸水を防止する ため河川堤防等の耐震化、水 門等操作の自動化を図る。	河川関係施設の耐震性の確保	河川砂防課
		水門等の操作の自動化・遠隔操作 化の推進	河川砂防課
	海岸保全施設の整備 海岸堤防の耐震性の確保等 による津波災害に対する防 災性の向上を図るとともに、 市町の高潮・津波ハザードマ ップの作成を支援する。	有明海沿岸の危険性が高い海岸堤 防の整備	港湾課 農山漁村課 河川砂防課
		松浦沿岸における海岸堤防の計画 的整備	港湾課 農山漁村課 河川砂防課
		監視カメラや潮位観測情報の地域 住民の防災活動への活用促進	河川砂防課
		海岸保全施設の長寿命化計画策定	港湾課 農山漁村課 河川砂防課

	市町が作成する高潮・津波のハザードマップ作成の支援	消防防災課
--	---------------------------	-------

### 対策分野 4 建物被害の抑止・減少

### 現状と課題

佐賀県地震被害等予測調査の結果では、地震による死者の大半が建物の倒壊によるものであり、建築物の耐震性の確保は地震の人的被害の抑止にとって極めて重要です。

住宅については、建替え等により耐震性のある住宅は増えてきていますが、既存住宅 の耐震診断とそれを受けた耐震改修はほとんど進んでいません。

一方、教育施設、病院、社会福祉施設等については積極的に耐震診断、耐震改修を進めてきており、公立施設の耐震化は大きく進んでいますが、民間施設の耐震化はあまり進んでいません。

今後は、住宅の耐震性の確保を支援・促進するとともに、災害時の要配慮者や不特定 多数の人が利用する施設について、市町の施設や民間施設の耐震性の確保を促進してい く必要があります。

#### 目的

建築物の耐震診断とそれを受けた耐震改修を促進し、建物の倒壊による人的被害と経済被害を抑止・軽減します。

### 取組の方向(大項目)

> 建築物の耐震化の推進

耐震診断が義務化された「大規模建築物」及び耐震診断が義務化できる「沿道建築物」、「防災拠点建築物」の耐震化を推進します。

▶ 建築物の防災性の向上

住宅、教育施設、医療施設、社会福祉施設等の耐震診断と耐震改修を支援・促進するとともに、屋内外での家具や看板の転倒・落下防止についての普及・啓発や指導を行います。

- > 建築物の耐震改修促進のための環境整備
  - 耐震診断や耐震改修を促進するために、耐震診断等を行える技術者を養成します。
- ▶ 危険物施設の耐震性の確保

危険物等の施設の耐震化と保安体制の整備を促進します。

大項目	中項目	アクション	県の窓口
建物の耐震化の促進	法による規制と耐震診断や耐震改修への支援等 法による規制や国の補助制度の活用等を行い、市町と連携して建築物の耐震化を推	「大規模建築物」「沿道建築物」「防 災拠点建築物」の耐震化を推進	建築住宅課
		国の補助制度を活用して県と市町 が連携した耐震化促進の補助制度 の創設を推進	建築住宅課
		市町と連携した相談体制の充実	建築住宅課
	進する	定期報告対象建築物の業務実施者 や建物所有者を対象とした講習会 の開催	建築住宅課

大項目	中項目	アクション	県の窓口
	住宅の防災性の向上 情報提供や出前相談等によ り住宅の耐震診断、耐震改	県ホームページや広報、パンフレット、講習会の開催等による耐震 化に対する意識を啓発する情報提 供の充実	建築住宅課
	修の実施を促進する。	「佐賀県安全住まいづくりサポートセンター」の出前相談の充実	建築住宅課
	教育施設の防災性の向上 耐震診断未実施や耐震性が ない教育施設の耐震診断の	幼稚園、小中高校の施設(校舎、 屋内運動場)の耐震診断、耐震改 修の支援・促進	法務私学課 こども未来課 建築住宅課 教育総務課
	実施、耐震性確保を促進する。	屋内運動場等の非構造部材の耐震 化の支援・促進	こども未来課 建築住宅課 教育総務課
		病院の施設の耐震診断、耐震改修 の支援・促進	医務課 建築住宅課
	医療施設、福祉施設の防災性	保育所の施設の耐震診断、耐震改 修の支援・促進	こども未来課建築住宅課
独然地态	の向上 病院、保育所、高齢者等社会 福祉施設の耐震性確保を促 進する。	福祉施設の耐震診断、耐震改修の 支援・促進	福祉課 長寿社会課 障害福祉課 建築住宅課
建築物の 防災性の 向上		医療施設、福祉施設へのスプリン クラー設置の支援・促進	消防防災課 長寿社会課 障害福祉課 医務課
	県有施設の耐震性の確保 耐震未補強の県有建築物の 耐震補強を推進する。	県有建築物の耐震改修の推進	建築住宅課
	防災上重要な施設の耐震性の 確保 庁舎、避難所となる学校・公 民館等の防災上重要な施設 の耐震性確保を促進する。	防災上重要な施設の耐震診断、耐 震改修の支援・促進	建築住宅課
	ブロック塀倒壊・落下物対策 屋内家具・家電等の転倒・落	屋内家具・家電等の転倒・落下対 策の普及啓発や実施支援	消防防災課 建築住宅課
	屋内家具・家電寺の転倒・洛 下防止、ブロック塀の倒壊防 止、看板等の落下防止の対策	管理者へのブロック塀等の倒壊防 止対策の啓発	建築住宅課
	の普及啓発と指導を行う。	所有者への看板・窓ガラス等の落 下物防止対策の指導	建築住宅課
	国・県指定文化財の耐震性の 向上 耐震対策未実施の国・県指定 文化財(建造物)の耐震対策 等実施の促進を図る。	市町教育委員会や指定文化財の所有者に対する、耐震予備診断の実施、耐震補強の取組の促進についての技術的・財政的支援	文化財課
建築物の 耐震改修 促進のた めの環境 整備	建築物の耐震診断・耐震補強 の技術者の養成 建築物の耐震診断等を行え る技術者を養成する。	業界団体と連携した耐震診断・耐 震補強の技術研修会等の開催	建築住宅課

大項目	中項目	アクション	県の窓口
危険物施 設の耐震 性の確保	危険物施設、高圧ガス施設、 火薬類施設の耐震性の確保 施設の耐震化と保安体制の 整備を促進する。	保安体制の整備	消防防災課

## 対策分野 ⑤ 揺れによる土砂災害等の抑止・減少

#### 現状と課題

地盤の揺れに起因する急傾斜地の崩壊、地すべり、土石流等の土砂災害は建物の倒壊・ 流出等により人的被害を発生させるとともに、道路等に被害を与え応急対策の実施を妨 げることに繋がります。

これまで土砂災害等防災施設の整備等を着実に進めてきていますが、いまだ多くの土砂災害等の危険箇所が残されています。また、宅地の液状化による被害も想定されます。

今後、引き続き土砂災害等防災施設の整備を推進するとともに、土砂災害危険箇所等の周知や避難体制の充実を図っていく必要があります。また、宅地の液状化とその対策について普及、啓発と対策実施を促進していく必要があります。

#### 目的

土砂災害等防災施設の整備や避難体制の充実等により、土砂災害に伴う人的被害と経済被害を抑止・軽減します。

### 取組の方向(大項目)

▶ 土砂災害防止対策の推進

土砂災害危険箇所の調査や周知・啓発、土砂災害防止施設の整備、災害危険住宅の 移転対策により、土砂災害による人的被害、経済被害の抑止・軽減を図ります。

> 宅地の防災対策の推進

宅地の液状化に関する知識の普及・啓発による液状化被害を軽減するとともに、被 災宅地危険度判定士を養成し、二次被害の抑止を図ります。

▶ ボタ山の災害、採石災害の防止対策の推進

防災対策や指導監督の強化等により、ボタの災害、採石災害の防止対策を進めます。

> 老朽ため池等の対策の推進

老朽ため池の危険度の周知、決壊の恐れのある堤防やクリークの護岸の整備を進めます。

大項目	中項目	アクション	県の窓口
土砂災害 防止対策 の推進	土砂災害等危険箇所の調査、 周知・啓発 土砂災害危険箇所の照査の 結果を分かりやすく周知す る。	山地災害危険箇所、土石流危険渓 流、地すべり危険箇所、急傾斜地 崩壊危険箇所等の調査・点検	森林整備課 河川砂防課
		土砂災害ハザードマップの周知等	森林整備課 河川砂防課
		市町の土砂災害ハザードマップ作 成の支援	森林整備課 河川砂防課
		土砂災害警戒危険区域等の指定	森林整備課 河川砂防課

大項目	中項目	アクション	県の窓口
		治山事業等森林整備保全の推進	森林整備課
		山地災害危険箇所における保安施 設の整備	森林整備課
	土砂災害防止施設の整備   土砂災害を防止するための   施設の整備を行う。	土石流危険渓流における砂防施設 の整備	河川砂防課
		地すべり危険箇所における地すべ り防止施設の整備	農山漁村課 森林整備課 河川砂防課
		急傾斜地崩壊危険箇所における急 傾斜地崩壊防止施設の整備	河川砂防課
	災害危険住宅等の移転対策 災害危険区域を周知し、危険 住宅の移転を促進する。	災害危険区域の指定と規制	建築住宅課
		災害危険区域内の危険住宅の移転 の支援・促進	建築住宅課
	宅地の液状化対策の推進 宅地の液状化に関する知識 の普及・啓発を行う。	液状化に対する地盤調査や対策工 法に関する情報提供	建築住宅課
宅地の防 災対策の 推進	被災宅地危険度判定士の養成 宅地の危険度を判定できる 技術者を養成する。	佐賀県被災宅地危険度判定士養成 講習会の実施	都市計画課
		佐賀県被災宅地危険度判定士認定 登録制度の運用	都市計画課
老朽ため 池等の対 策の推進	老朽ため池等の周知 危険なため池を周知する。	老朽ため池の調査と危険度の周知	農山漁村課
	老朽ため池等の整備 危険なため池等の堤防を整 備する。	老朽ため池の堤防等の整備	農山漁村課
		クリークの護岸の整備	農山漁村課

## 対策分野 ⑥ 交通施設の防災性向上・機能確保

#### 現状と課題

緊急輸送道路についてはこれまで道路改良や橋梁の耐震補強を進めてきており、概ね その機能を確保できる状況になっていますが、残された防災対策未実施の箇所の整備と 交通管制施設の整備を推進する必要があります。

また、港湾・漁港の岸壁の耐震化を推進し海路による緊急輸送を確保するとともに、 鉄道駅舎の耐震化を支援し、利用者の安全と鉄道による輸送を確保する必要があります。 さらに、九州佐賀国際空港の耐震性を向上させるなど、空路による緊急輸送の体制を 確立することが必要です。

#### 目的

交通施設の防災性の向上により、災害時の緊急輸送の確保を図ります。

### 取組の方向(大項目)

▶ 緊急輸送道路等の整備

災害発生後の初動期の救助・救急、消防等の活動の人員や緊急物資の輸送やその後 の応急対策等の輸送活動を担う緊急輸送道路の整備や管制施設の整備を推進します。

▶ 港湾・漁港、鉄道等の施設の耐震性の確保

港湾・漁港の岸壁の耐震化、鉄道駅舎の耐震化を図り、地震時の利用者の安全を確保するとともに、緊急輸送等の交通機能の確保を図ります。

大項目	中項目	アクション	県の窓口
	緊急輸送道路の整備 緊急輸送道路の防災対策未 実施個所の整備を行う。	緊急輸送道路の道路改良等防災対 策の推進	道路課
		緊急輸送道路の橋梁の耐震補強の 推進	道路課
緊急輸送		橋梁長寿命化計画に基づく計画的 な修繕の実施	道路課
道路マークの整備	緊急輸送交通管制施設の整備 地震等による停電時にも信 号機の機能を確保するとと もに、適切な情報提供により 交通の輻輳を防止する。	信号機電源付加装置の設置	県警本部交 通規制課
		交通情報板の整備	県警本部交 通規制課
	電線共同溝の整備 電線類の地中化により地震 時の電柱の倒壊、電線の垂れ 下がりを防止し、道路交通を 確保する。	電線共同溝の整備	道路課 都市計画課

大項目	中項目	アクション	県の窓口
港湾・漁港等の施設の耐震性の確保	港湾・漁港の岸壁の耐震化 岸壁の耐震化により、災害時 の海路による要員や物資の 輸送を確保する。	港湾、漁港における耐震強化岸壁 の整備	港湾課 農山漁村課
九州佐賀 国際空港 の耐震性 の確保	九州佐賀国際空港の耐震性強化等 化等 空港施設の耐震性強化等に より、災害時の空路による要 員や物資の輸送を確保する。	九州佐賀国際空港の耐震性強化等 による災害時の機能維持対策の推 進	空港課

## 対策分野(7) 救助・救急、消火活動体制の充実

#### 現状と課題

災害派遣医療チーム(DMAT)などの組織体制の強化、情報システムの整備、ドクターヘリの運航体制の整備などを進めてきていますが、引き続き、救助・救急体制を充実していく必要があります。

また、地震に伴う火災発生を予防するとともに、設備・資機材の充実、消防水利施設の整備など、引き続き、防火・消防体制を充実していく必要があります。

#### 目的

地震・津波による被災者に迅速に救出し、重傷者に適切な医療を提供するとともに、 地震の揺れによる火災の発生・拡大を抑止します。

### 取組の方向(大項目)

- ▶ 救助・救急体制の充実
  - 引き続き、組織体制の強化、情報システムや資機材の充実などを図ります。
- ▶ 防火・消防体制の充実

地震による火災発生を予防するための啓発を行うとともに、消防設備・資機材の充 実、消防水利の確保のための施設整備を促進します。

大項目	中項目	アクション	県の窓口
		災害派遣医療チーム(DMAT)の 充実強化	医務課
		災害派遣医療チーム(DMAT)の 受入体制の整備	医務課
	   救助・救急体制、緊急医療体	緊急消防援助隊の受入体制の充実	消防防災課
	制の充実組織体制の強化、情報システムや資機材の充実等により救助・救急や緊急医療の充実を図る。	救助・救急、医療関係機関の連絡・ 連携体制の強化	消防防災課 医務課
		救護資機材の充実	消防防災課 医務課
救助・救 急体制の		災害時医療マニュアルの普及・活 用	医務課
充実		広域災害・救急医療情報システム (EMIS)の普及・活用	医務課
		救急蘇生法、トリアージ等につい て県民へ普及・啓発	消防防災課 医務課
	傷病者の緊急搬送体制の充実 傷病者を迅速に拠点病院等 に搬送する体制を充実する。	ドクターヘリの運航体制の充実	医務課
		災害拠点病院におけるヘリポート の整備	医務課
		航空搬送拠点臨時医療施設(ステージングケアユニット:SCU)の設置検討	医務課

大項目	中項目	アクション	県の窓口
		広域搬送拠点の確保・整備	医務課
	通電火災等の防止の推進 地震に伴う火災発生を予防 する。	通電火災等の防止の啓発	消防防災課
	消防活動体制の整備 消防活動を行うための設 備・資機材を充実する。	老朽化した消防車両の更新促進	消防防災課
防火・消		化学消防ポンプ自動車、救助工作 車等の消防車両の充実促進	消防防災課
防体制の充実		緊急消防援助隊の装備の充実促進	消防防災課
	消防用施設の整備 消防水利を十分に確保する。	耐震性貯水槽の整備促進	消防防災課
		防火水槽の整備促進	消防防災課
		自然水利の取水施設(護岸・水路 等)の整備	農山漁村課 農地整備課 河川砂防課

# 対策分野⑧ 避難・誘導体制の充実

#### 現状と課題

これまで避難・誘導体制についてはソフト対策を中心に進めてきていますが、東日本 大震災の教訓を踏まえて、津波に対する避難・誘導体制と避難行動要支援者の避難・誘 導体制をさらに充実強化していく必要があります。

#### 目的

津波災害から迅速・円滑に避難できる体制を充実し、人的被害を抑止・減少させます。 取組の方向(大項目)

▶ 避難場所・避難路の確保・整備 津波に対して安全に避難できるように、指定緊急避難場所の指定・整備やそれに通 じる避難路の整備を促進します。

#### ➤ 避難体制の充実

市町の津波避難計画の作成、避難行動要支援者対策の強化、学校、病院、社会福祉施設等における避難計画の作成と教育訓練などを促進します。

大項目	中項目	アクション	県の窓口
避難場所 ・避難路 の確保・ 整備	指定緊急避難場所等の整備 緊急避難場所及びそこに通 じる避難路を整備する。	市町による指定緊急避難場所の指 定・整備の促進	消防防災課
	市町計画等の策定の促進	市町津波避難計画の策定支援・促 進	消防防災課
	市町の避難計画等の策定を 支援・促進する。	避難行動要支援者避難支援計画 (全体計画・個別計画)の作成促 進	福祉課
	学校、医療施設、福祉施設等 における避難体制の充実 学校や避難行動要支援者が 利用する施設等における避 難体制を充実する。	学校等における避難計画作成及び 教育訓練実施の促進	教育総務課 保健体育課
)D+ ## /   #-1		医療施設における避難計画作成及 び教育訓練実施の促進	医務課
避難体制の充実		福祉施設等における避難計画作成 及び教育訓練実施の促進	福祉課 長寿社会課 障害福祉課 こども未来課 こども家庭課
		周辺住民等との連携の促進	福祉課 長寿社会課 障害福祉課 医務課 こども未来課 こども家庭課

大項目	中項目	アクション	県の窓口
		施設間の施設利用者の受入に関する災害協定の締結の促進	福祉課 長寿社会課 障害福祉課 医務課 こども家庭課

## 基本目標 2. 被災後の県民の生活を守る

地震・津波災害から被災後の県民は、ライフラインの不通、生活物資の不足、避難所生活などの厳しい生活を余儀なくされ、不便であるだけでなく、心身の健康を損ない、命を落とすことにもつながりかねません。

県・市町の応急活動の迅速な実施体制の確保、医療、輸送、上下水道等の社会機能の確保、生活支援の充実、住宅確保などの生活安定確保などにより、県民の安全・安心な生活の確保を図ります。

# 対策分野⑨ 応急活動の迅速な実施体制の確保

#### 現状と課題

災害時に県・市町が被害状況の把握、救助・救急、その他の応急対策を迅速・的確に 実施することが被害を軽減する上で重要です。災害応急対策を効果的に行うために、情報の収集、連絡・伝達体制の充実、防災中枢機能等の確保・充実、応援体制等の充実を 図るとともに、災害応急対策活動の基地となる防災拠点を整備する必要があります。

#### 日的

災害応急活動を迅速かつ効果的に実施できる体制を確保します。

### 取組の方向(大項目)

▶ 情報の収集、連絡・伝達体制の充実

画像情報を含む情報収集や分析機能の強化、防災関係機関間の情報・通信体制の充 実、多様な手段による県民への情報伝達体制の充実を図ります。

▶ 防災中枢機能等の確保・充実

職員の災害対応力の向上、災害対策本部機能の充実、データのバックアップなどを 進め、災害発生時の県の中枢機能を維持します。

> 応援体制等の充実

自治体や防災関係機関との間の相互応援協定が災害時に機能するように実効性の確保を図ります。

▶ 防災拠点施設の整備

災害時に災害応急対策活動の拠点基地として機能する防災拠点施設の整備を図ります。

大項目	中項目	アクション	県の窓口
	情報収集機能の充実強化	県防災情報システムの充実	消防防災課
		災害時地理情報システム(防災 GIS)の整備・運用	消防防災課
	情報を一元的に収集・管理す る防災情報システムなどに	震度情報ネットワークシステムの   活用	消防防災課
	より画像情報・地理情報を含 む情報収集機能を充実強化	固定カメラによる画像情報の収 集・連絡システムの整備	消防防災課 河川砂防課
	する。	ヘリコプターテレビシステムの整備	消防防災課
		ヘリコプター衛星通信システム (ヘリサット)の整備	消防防災課
情報の収 集 <b>、</b> 連絡		県防災行政通信システムの二重化	消防防災課
・伝達体 制の充実		衛星携帯電話等の確保	消防防災課
	情報・通信体制の充実 県・市町・防災関係機関間の 情報・通信体制を充実する。	市町防災行政無線等の整備充実の 支援・促進	消防防災課
		非常通信の普及・啓発	消防防災課
		通信訓練の実施	消防防災課
	県民への情報伝達体制の充実 災害情報提供システムホームページ、防災ネットあんあん) 緊急速報メールなど多様な手段で情報を提供する。	災害情報提供システムの充実	消防防災課
		コミュニティFM局等を活用した 市町の情報提供体制整備の促進	消防防災課
		災害用伝言ダイヤル・伝言板の普 及促進	消防防災課
	職員の災害対応力の向上 地震対策に必要な技術や専門的知識修得、マニュアル等 の周知徹底を図る。	研修会、講習会の開催	消防防災課
		災害対応マニュアルの周知徹底	消防防災課
		非常参集体制の整備	消防防災課
防災中枢		県危機管理センターの機能の充実	消防防災課
機能等の 確保・充	災害対策本部の機能の確保・	県危機管理センターの代替施設の 確保	消防防災課
実	充実 県災害対策本部機能を充実	非常用電源設備のための燃料等の 備蓄	資産活用課
	するとともに、市町の災害対 策本部機能の確保・充実を促	災害対応職員の食料、飲料水等の 備蓄、調達体制の整備	人事課
	進する。	市町災害対策本部の機能確保・充 実の支援・促進	消防防災課
		市町業務継続計画(BCP)の策定 支援・促進	消防防災課

大項目	中項目	アクション	県の窓口
	データ・システムのバックア ップ対策	重要データ・システムのバックア ップ対策の促進	情報課 関係各課
	災害応急対策を円滑に実施 するために、重要データ・シ ステムの機能の維持・早期復 旧の対策を実施する。	ICT 部門の業務継続計画策定の促 進	情報課
	自治体間の相互応援体制の確保 自治体間の広域応援協定の 資料更新、体制整備等により 実効性を確保する。	「九州・山口 9 県災害時応援協定」、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」の実効性の確保	消防防災課
     応援体制	防災関係機関等との相互協力 の充実	防災関係機関等との相互協力協定 締結の充実	関係各課
等の充実	防災関係機関等との相互協 力協定締結を締結・充実す る。	民間企業等との新たな相互協力協 定締結の充実	関係各課
	受援計画の作成の促進 災害発生時に他自治体や防	県受援計画の作成	消防防災課
	災関係機関等からの応援を 円滑に受け入れ、効果的に活動してもらうための受援計 画を作成する。	市町受援計画作成の支援	消防防災課
防災拠点 施設の整 備	広域防災拠点の整備 県の広域防災拠点の機能を 充実する。	広域防災拠点(森林公園、吉野ヶ 里歴史公園)の整備・機能充実	都市計画課
	防災拠点整備、コミュニティ   防災拠点整備の促進	情報通信機能、耐震性防火水槽等 を備えた市町防災拠点の整備促進	消防防災課
	の火拠点登開の促進 市町の防災拠点整備を促進 する。	情報通信機能、耐震性防火水槽等 を備えたコミュニティ防災拠点の 整備促進	消防防災課

## 対策分野⑩ 災害時の医療、輸送、ライフラインの機能確保

#### 現状と課題

災害発生後の県民生活にとって、医療、物資等の輸送、ライフラインの機能確保が特に重要になります。これまで、災害拠点病院の整備をはじめとする災害医療体制の整備、物資等の輸送機能の整備、施設の耐震化等のライフラインの維持・早期復旧に向けた施設の整備等を進めてきました。今後、引き続き、これらの機能確保の体制を充実していく必要があります。

#### 目的

医療や、物資の輸送、飲料水・生活用水の供給等の体制を確保し、県民生活の支障を 軽減する。

### 取組の方向(大項目)

> 災害医療体制の充実

災害による負傷者、病気の患者が適切な医療を受けられ、また、被災者の心身の健康管理が行える体制を充実します。

▶ 輸送機能の強化

輸送拠点の整備や運輸関連事業者等との協力体制の構築により、災害時の物資等の輸送を確保します。

▶ ライフラインの維持・早期復旧

施設の耐震化や系統の多重化等により、上水道、下水道、工業用水道の機能の維持・ 早期復旧を図ります。

大項目	中項目	アクション	県の窓口
	災害拠点病院等の施設・機能 の充実	多数の患者に対応可能なスペース や簡易ベッドの整備促進	医務課
		災害時に医療機能を発揮できるよ う発電設備や受水槽等の整備促進	医務課
	災害拠点病院として機能を発 揮できるように施設や設備、	DMAT 等の派遣機能の整備促進	医務課
	機能の充実を図る。	ヘリポートの整備促進	医務課
災害医療		食料、飲料水、医薬品等の備蓄の 促進	医務課 薬務課
体制の充  実	医薬品等の備蓄・供給体制の	九州山口各県との協議による備蓄 医薬品の再検討	薬務課
	整備 医薬品や救護資機材の備蓄 等を図る。	関係団体との協力協定の締結等に よる医薬品の供給体制の充実	薬務課
		救護資機材の整備の促進	薬務課
	災害時医療活動体制の充実 医療の提供や心身の健康管 理を行う体制を整備する。	救護所の設置・医療救護班の派遣 の体制整備の促進	医務課
		心のケア専門職からなるチーム (DPAT)の整備	障害福祉課

大項目	中項目	アクション	県の窓口
		市町災害時医療体制の整備促進	医務課
		避難者の健康管理を行う体制整備 の促進	医務課 健康増進課
		人工透析受療の確保の体制整備	健康増進課
	集積拠点の確保・整備	輸送拠点の指定・整備	消防防災課 道路課
	救援物資の受入、一時保管、 配送等を行う輸送拠点を指	輸送拠点の耐震性の確保	各施設管理 者
	定し、機能整備を行う。	運送事業者等の施設の活用につい ての体制整備	消防防災課
	道路輸送の確保	広域的な交通管理体制の整備促進	道路課 県警本部交 通規制課
	交通管制、道路啓開等により 緊急輸送道路を確保すると	緊急輸送道路確保の体制整備	道路課
輸送機能	ともに、運送・物流事業者と の連携により緊急輸送を確 保する。	緊急通行車両の事前届出の制度の 普及	県警本部交 通規制課
の強化		運送・物流事業者との連携による 緊急輸送の確保	産業企画課 経営支援課
	海上輸送の確保 緊急輸送や港湾機能の維 持・確保について、関係団	港湾機能の維持・継続のための体 制整備	港湾課
	体・事業者との協力体制を整備する。	  関係団体との協力体制の整備 	港湾課
	航空輸送の確保 緊急輸送や空港機能の維持・確保について、関係団体・事業者との協力体制を整備する。	九州佐賀国際空港の機能の維持・ 継続のための体制整備	空港課
		関係団体との協力体制の整備	空港課
	水道の防災性の向上 浄水場、配水池等の耐震化、 基幹施設の分散や系統の多 重化による補完機能の強化 等を図る。	水道施設の耐震化の促進の支援	生活衛生課
		系統の多重化による補完機能強化 の促進の支援	生活衛生課
ライフラ インの維 持・早期 復旧		貯水施設の整備促進の支援	生活衛生課
	下水道施設の防災性の向上 ポンプ場、処理場等の耐震 化、停電対策を行う。	下水道施設の耐震化等の促進の支援	下水道課
	工業用水道施設の防災性の向 上	工業用水道施設の耐震化の促進の 支援	東部工業用水道局
	浄水場、配水池、主要管路の 耐震化、基幹施設の分散や系 統の多重化による補完機能 の強化等を図る。	系統の多重化による補完機能強化 の促進の支援	東部工業用水道局

## 対策分野① 被災者の生活支援の充実

#### 現状と課題

東日本大震災の教訓では、避難所の生活環境の改善、在宅避難者への支援、要配慮者への配慮が重要な課題となりました。本県でも教訓を踏まえた取組を行ってきていますが、今後、一層、避難所の生活環境の整備、必要な生活物資の供給体制、要配慮者への支援体制の充実を図るとともに、広域避難体制の整備、災害ボランティア活動の環境整備、中山間地域や離島の孤立化防止対策に取り組んでいく必要があります。

### 目的

被災した県民が在宅・避難所を問わず心身の健康を維持して安心して生活できるようします。

### 取組の方向(大項目)

▶ 避難所の生活環境の整備

避難所の施設・設備の整備や、平常時からの避難所運営体制の検討により、被災者のニーズにあった生活環境の確保を図ります。

▶ 飲料水、食料、生活必需品の供給体制の充実

飲料水、食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備、避難所や在宅避難者に必要物 資が的確に供給できる体制の整備を行います。

▶ 要配慮者への支援体制の充実。

高齢者、障害者、乳幼児、外国人などの要配慮者が安心して生活できるように、避難所や在宅の要配慮者への支援、避難所の施設・設備等への配慮、外国人や帰宅困難者への支援に関する体制を整備します。

> 広域避難体制の整備

大規模災害時に他の自治体へ一時避難を円滑にできるように体制を整備します。

▶ 災害ボランティア活動の環境整備

災害ボランティアセンターの運営を支援します。

> 中山間地域、離島の孤立化防止対策

通信の途絶、道路の寸断等により孤立する恐れがある集落については、情報伝達手段や道路の確保、避難所となる施設の機能の充実等を図ります。

大項目	中項目	アクション	県の窓口
避難所の 生活環境 の整備	避難所の施設・設備の整備 良好な生活環境の確保に配 慮した施設・設備や資機材を 整備する。	避難者を適切に受入可能な規模の 避難所の確保・整備の促進	福祉課
		良好な生活環境確保のための施 設・設備や資機材の整備の促進	福祉課
		県・市町の物資に関する連携備蓄 体制整備要領に基づく物資の備蓄	福祉課

大項目	中項目	アクション	県の窓口
	円滑な避難所の運営 避難者も運営に参加し、その	避難所マニュアル策定指針の普及	福祉課
	ニーズも反映した運営を図   る。	避難所の管理運営体制の整備	福祉課
	食料の確保・供給 食料の備蓄、調達体制を整備 する。	食に配慮を要する人向けの食料の 備蓄、調達体制の整備	消防防災課福祉課健康増進課 農政企画課
飲料水、	生活必需品の供給体制の整備生活必需品を調達し、避難所	生活必需品の備蓄・調達体制の整 備	福祉課 健康増進課
活必需品 等の供給 体制の充	や在宅の避難者に必要な物 資が的確に供給できる体制 を整備する。	避難者への必要物資の供給体制の 整備の促進	福祉課
実	家庭・事業所における備蓄の 啓発	家庭における飲料水や食料等の備 蓄の啓発	消防防災課
	ホームページほか多様な手 段で家庭等での備蓄につい て啓発する。	事業所における帰宅困難な従業員 等のための飲料水や食料等の備蓄 の啓発	消防防災課
		地域安心システム(平時における 住民相互の助け合いや適切なケア システム)の整備	消防防災課 国際課 福祉課 長寿社会課 障害福祉課 医務課 こども家庭課
要配慮者	地域における要配慮者への生活支援体制の充実 高齢者、障害者、乳幼児、外 国人などの要配慮者が安心 して生活できるように支援 体制の整備を図る。	避難所及び在宅の要配慮者の把握 と支援体制の整備	消防防災課 こども末来課 こども家庭課 福祉課 長寿社会課 障害福祉課 国際課
への支援体制の充		県立学校体育館に要配慮者に配慮 したトイレや非常用電源の整備	教育総務課
実		避難所を含めた施設のバリアフリー化等要配慮者に配慮した施設・設備等の整備の促進	県民協働課 福祉課 建築住宅課
		市町福祉避難所の整備支援・促進	福祉課
		要配慮者の公的施設への受入体制の整備の促進	福祉課長寿社会課障害福祉課
	福祉施設、医療施設における 要配慮者への支援体制の充実 地域等との連携など要配慮 者への支援体制や一時緊急	要配慮者の支援体制整備の支援・ 促進	福祉課 長寿社会課 障害福祉課 医務課 こども未来課 こども家庭課

大項目	中項目	アクション	県の窓口
	受入の体制を整備する。	緊急保護体制の整備促進	福祉課 長寿社会課 障害福祉課 医務課 こども末来課 こども家庭課
	外国人の安全確保対策 多言語による情報提供により外国人が円滑に避難し、生	やさしい日本語などによる防災情 報の提供	危機管理 • 報道課 国際課
	活支援を受けられるようにする。	外国人を対象とした防災研修等の 実施	国際課
広域避難 体制の整 備	他市町への広域避難体制の整備 広域避難を円滑に行えるように調整する。	広域避難・受入の方法・手順等の 整備	消防防災課
災害ボラ ンティア 活動の環	<ul><li>災害ボランティアの活動体制の整備充実</li><li>災害ボランティアセンターの支援、一般ボランティアの</li></ul>	災害ボランティアセンターの支援	県民協働課
	受入や調整、活動拠点の確保 を円滑にできる体制を整備 する。	ボランティア活動支援機関との連 携体制の充実促進	県民協働課
境整備	災害ボランティア等の育成 平常時から福祉、通訳などの 専門ボランティアやボラン	専門ボランティアの登録・養成	県民協働課
	ティアコーディネーターの 養成を図る。	ボランティアコーディネ <del>ー</del> ターの 養成	県民協働課
中山間地 域、離島 の孤立化 防止対策	道路の確保 迂回道路等を確保し、孤立集 落の発生を防止する。	迂回路に配慮した林道、農道等の整備	農山漁村課 森林整備課 道路課
	孤立集落における生活環境の 整備	移動系の無線機器等の通信連絡手 段の整備促進	消防防災課
	通信連絡手段、避難施設、要 配慮者への支援体制の整備	孤立予想地域ごとの学校・公民館 等の耐震化促進	福祉課
	等により、生活環境の整備を 促進する。	避難所等の資機材・食料等の備蓄 の充実促進	消防防災課 福祉課

## 対策分野① 被災者の生活の安定確保

#### 現状と課題

地震・津波災害により元の住居に住み続けることができなくなった被災者に、被災者の当面の生活の安定を支援するために、応急的な住宅を迅速に提供する必要があります。 また、生活の安定を図るために多くの課題を抱える被災者に対する情報提供や相談体制を整備することも重要です。

#### 目的

被災者に当面の住宅を迅速に提供するとともに、生活の安定に向けた情報提供や相談を受けられる体制を充実します。

## 取組の方向(大項目)

- ▶ 被災者の住宅確保の支援体制の充実 応急仮設住宅の整備、公営住宅の提供、民間賃貸住宅の借上げ等により、被災者の 当面の住宅確保を支援します。
- ▶ 情報提供・相談体制の充実 被災者の状況に応じた情報提供や生活再建の相談対応ができる体制を整備します。

大項目	中項目	アクション	県の窓口
	被災住宅の危険度判定の実施体制の整備 被災住宅の危険度を判定し 余震等による倒壊等による 二次被害を防止する。	判定活動の実施	建築住宅課
		被災建築物応急危険度判定士の養 成講習会の開催	建築住宅課
		被災建築物応急危険度判定士の登 録	建築住宅課
被災者の住宅確保の支援体制の充実	応急仮設住宅の整備体制の充実 迅速に応急仮設住宅を建設 し提供できる体制を整備する。	応急仮設住宅の建設資材の調達・ 供給体制の整備	建築住宅課
		応急仮設住宅の建設候補地台帳の 作成促進	建築住宅課
	被災者への公営住宅等の提供体制の整備 住宅の空家の把握、入居選考 基準や手続き等を定め、迅速 に公営住宅や借上げ民間賃 貸住宅の提供ができる体制 を整備する。	公営住宅提供の体制整備	建築住宅課
		民間賃貸住宅借上げ・提供の体制 整備	建築住宅課

大項目	中項目	アクション	県の窓口
情報提供 ・相談体 制の充実	災害広報の実施 被災者の状況に応じた情報 を提供する。	被災者の状況に応じたきめ細かな 情報の提供	危機管理• 報道課
		居住地外の市町への避難者に対する情報の提供	危機管理• 報道課
	相談窓口の設置 相談窓口を設置し、迅速な対 応ができる体制を整備する。	問合せ・相談等に迅速な対応がで きる体制の整備	広報広聴課

## 基本目標 3. 復旧・復興を迅速かつ確実に進める

被災地域のまち、生活、産業を早期に復旧・復興させるために、事前に取りうる体制整備や計画策定等を行っておくことが、一日も早く元の生活に戻るとともに、地域の活力低下を最小限にとどめることにつながります。

公共土木施設等の応急復旧や災害復旧復興推進の前提となる災害廃棄物の早期 処理体制の充実により、復旧・復興の迅速な実施を図ります。

また、地域の復旧・復興には、県民一人ひとりの生活の再建や、雇用を支える産業の再建が不可欠であることから、被災者の生活・事業再建の支援体制の充実を図ります。

# 対策分野③ 復旧・復興の早期実施の体制整備

#### 現状と課題

復旧・復興のあり方は災害の態様により異なりますが、早期の復旧・復興のためには、 被害想定を踏まえて、基礎となる公共土木施設等の応急復旧や災害廃棄物の処理の方針 について事前に検討し、体制整備など可能な取組を行っておく必要があります。

#### 目的

公共土木施設等の応急復旧や災害廃棄物の処理を迅速に実施できる体制を整備し、復 旧・復興の取組を早期に開始できるようにする。

#### 取組の方向(大項目)

▶ 応急復旧体制の充実

公共土木施設等の応急復旧の活動体制や資機材の確保体制の整備により、公共土木施設の早期復旧を図ります。

> 災害廃棄物処理体制の充実

災害廃棄物処理計画の策定により、災害廃棄物処理を迅速かつ効果的に実施できるようにします。

大項目	中項目	アクション	県の窓口
応急復旧 体制の充 実	公共土木施設等の迅速な応急 復旧体制の確立 被害想定結果を参考に、地震 発生後に予想される公共土 木施設の復旧作業について 必要な準備をしておく。	応急復旧等活動体制の整備	港農県建設・課期課課 建二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
		応急復旧等に必要な資機材の確保 体制の整備	港農山土 建
災害廃棄 物処理体 制の充実	災害廃棄物処理計画の策定 災害廃棄物の処理方針、仮置 場等用地の確保、処理施設の 整備等を明らかにした災害 廃棄物処理計画を策定する。	県災害廃棄物処理計画の策定	循環型社会 推進課
		市町災害廃棄物処理計画の策定促 進	循環型社会 推進課

# 対策分野(4) 被災者の生活・事業再建の支援体制の充実

### 現状と課題

生活再建や産業再建に向けた県民や事業者の取組を遅滞なく支援していくためには、取組の方法や体制等を事前に整備しておく必要があります。

#### 目的

被災者の生活・事業再建の支援を迅速・的確に実施します。

### 取組の方向(大項目)

▶ 被災者の生活再建の支援の充実

被災者への支援を行うために必要な基礎資料の作成に向けて、被害調査等の迅速な 実施体制、生活再建の支援体制の充実を図ります。

▶ 事業者の事業再建の支援の充実

中小企業等の復旧・復興支援体制の充実、地域産業に関する情報発信体制の整備を 図ります。

大項目	中項目	アクション	県の窓口
被災者の 生活再建 の支援の	生活再建の支援体制の充実 相談・情報提供、生活資金融資、 就労支援などの支援体制を充 実する。	生活再建資金の融資制度の充実	福祉課
		職業相談や地元企業等とのマッチ ングなどの就労支援	産業人材課
充実		地震保険の加入促進	消防防災課
事業者の事業再建の支援体制の整備	中小企業等の復旧・復興支援 体制の整備 地域の被災事業所の経営や 起業、事業資金貸付に関する 支援を行います。	経営の維持・再生、起業等に対する支援体制の整備	経営支援課 産業企画課
		事業資金に対する金融支援体制の 整備	経営支援課
	農林、水産業の復旧・復興支援体制の整備 被災した農林水産業者の経営安定に向けた事業資金の貸付に関する支援及び共済(保険)金の早期支払の促進を行います。	復旧・復興のための金融支援体制の整 備	生産者支援課
		被災者に対する共済(保険)金の早期支払に向けた支援体制の整備	生産者支援課
	地域産業に関する情報発信体制の整備 地域産業の復旧・復興を支援 する対策等についての情報 発信を行います。	風評被害を防止する広報の実施	危機管理• 報道課